

地方自治体における業務プロセス・システムの標準化 及び
AI・ロボティクスの活用に関する研究会報告書（抄）

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 はじめに | 3 |
| 1. 本研究会の目的・問題意識 | 3 |
| (1) 目的 | 3 |
| (2) 問題意識 | 3 |
| 2. これまでの取組 | 5 |
| 3. 本研究会における検討手法 | 6 |
| (1) 業務プロセス・システムの標準化・共同化についての検討手法 | 6 |
| (2) AI・RPA等のICT活用についての検討手法 | 6 |
| (3) その他についての検討手法 | 7 |
| 第2章 現状のミクロの課題 | 8 |
| 1. 業務プロセス・システムの標準化・共同化における課題 | 8 |
| (1) 一般市・町村等（人口20万未満）のミクロの課題 | 8 |
| (2) 指定都市・中核市等（人口20万以上）のミクロの課題 | 9 |
| 2. AI・RPA等のICT活用における課題 | 12 |
| (1) 地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査 | 12 |
| (2) 導入を推進すべき三類型 | 12 |
| (3) 課題のまとめ | 17 |
| 3. 住民・企業等との間の申請・通知等における課題 | 18 |
| (電子化・ペーパーレス化とデータ項目、様式・帳票等の標準化) | 18 |
| 4. 法令上の位置付け | 20 |
| (これまでの取組) | 20 |
| 第3章 2040年頃までに実現すべき姿 | 22 |
| 1. 生じる課題 | 22 |
| 2. 実現しうる技術の可能性 | 22 |
| 3. 目指すべき「スマート自治体」の姿 | 23 |
| 第4章 2020年代に実現すべき姿 | 25 |
| 1. 各テーマを進める効果 | 25 |
| (1) 業務プロセス・システムの標準化・共同化の効果 | 25 |
| (2) AI・RPA等のICT活用の効果 | 26 |
| 2. 行政手続を紙から電子へ | 29 |
| 第5章 実施すべきマクロの方策 | 33 |
| 1. ロードマップ | 33 |
| 2. 業務プロセスの標準化 | 33 |
| (1) 方策 | 33 |
| (2) 業務プロセスの標準化とシステムの標準化の関係 | 34 |
| 3. システムの標準化 | 36 |
| (1) 標準化の枠組 | 37 |
| (2) 標準の数 | 43 |
| (3) 標準の内容（粒度） | 43 |
| (4) 対象分野 | 43 |
| (5) 標準の普及 | 46 |
| (6) 地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様の有効性向上 | 47 |
| 4. AI・RPA等のICT活用普及促進 | 49 |
| 5. 電子化・ペーパーレス化、データ形式の標準化 | 50 |
| (1) 電子化・ペーパーレス化 | 50 |
| (2) データ形式の標準化 | 51 |
| 6. データ項目・記載項目、様式・帳票等の標準化 | 52 |
| (1) 対象・粒度 | 52 |
| (2) 手法 | 52 |
| 7. セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用 | 54 |
| (1) 方策 | 54 |
| (2) セキュリティ関係 | 54 |
| (3) 個人情報保護条例関係 | 54 |
| (4) プライバシー関係 | 57 |
| (5) LGWAN関係 | 58 |
| 8. 人材面の方策、都道府県等による支援 | 60 |
| (1) 課題 | 60 |
| (2) 求められる役割と能力・スキル | 61 |
| (3) 方策 | 63 |
| 第6章 終わりに | 65 |
| 用語集 | 66 |

第5章 実施すべきマクロの方策

1. ロードマップ

クティスを見つけ出す取組を行った上で、システムや様式・帳票の標準化やAI・RPAの共同化、電子化・ペーパレス化等を通じて細かい粒度での業務プロセスの標準化を実現することが必要である³⁶。



(2) 業務プロセスの標準化システムの標準化の関係
図7 各テーマと業務プロセスの相関図

本研究会では、資料5のとおりロードマップを設定した。これは、長期的に目指すべき姿を示す道標であるとともに、関係者に直ちに具体的な行動を促す実行計画でもある。
スマート自治体の実現のためには、業務プロセス・システムの標準化・共同化やAI・RPA等のICT活用など、様々な方策が必要である。これらの各方策は、現状の課題を冷静かつ正確に理解しつつも、単なる既存業務の電子化・ペーパレス化や一部の自動化に止まるのではなく、将来のデジタル社会においてあるべきサービスにデザインし直すものでなければならない。

2. 業務プロセスの標準化

(1) 方策

業務プロセスは、システムや様式・帳票の標準化・共同化、AI・RPA等のICTの活用等と密接に関わっている(図7)。「業務プロセスを合わせれば、これら全てに繋がる」は一見正しく見えるが、ここで言われる「業務プロセスの範囲³⁴や粒度³⁵がまちまちであり、また、事務分掌等まで含んで標準化することや、行政内部の業務プロセスを細かい粒度(業務記述書レベル)で標準化することが現実的でないことから、実際には困難である。

しかし、業務プロセスの標準化の目的については、システムの標準化・共同化やAI・RPA等のICTの共同導入に止まらず、より効果的・効率的な事務処理や、災害時に応援職員が円滑に業務を行えるようになるといった観点もありうるところであり、その観点からは、システムやAI・RPA等に関わらない範囲であっても、同種の団体の中で最も良い業務プロセスに標準化していくべきである。

ただし、この場合、国や業界団体、全国的な協議会・団体等が標準を定めようにも、どの粒度といふ指針がないことから、国等が一律に決めるよりも、人口規模や組織等で類似する自治体間で業務プロセスを比較しながらBPRを行い、最も効率性に差があるボリュームゾーンを見極めた上で、ベストプラクティスを見つけるべきである。

そのため、業務プロセスの標準化については、自治体間で業務を比較しながらBPRによりベストプラ

³⁴ 「業務プロセスの範囲については、行政内部の単なるプロセスのみなのか、事務分掌をも含むのか(例:住所の異動に伴う就学事務なども住基担当課で所掌するか否か。)、行政内部に止まらず、住民も関わるプロセスも含むのか(例:指定都市が、居住する区役所のみで申請を受け付けるか否か)。

³⁵ 「業務プロセスの粒度については、「業務フロー」のように細いものから、「業務記述書」のように総合窓口を導入するか否か。)。幅がある。

業務プロセスについても、更に、どういった場合にどの画面でどこをクリックするといったかなり細かいものまで幅がある。例えば、自治体間ベンチマー킹を受けていた町田市における業務改善内容(例:紙媒体で提出された給与支払報告書電子化する業務委託/固定資産税業務における航空写真等による現況確認/土地評価システムを導入)は、システムと関わる業務プロセス(例:この画面のことをクリックする/こういう場合にエラーチェックを行う)と比べて細い。

業務プロセスシステムの標準化については、拠るべき業務プロセスを決めた上で、それに応じたシステムを構築する方法と、使うべきシステムを決めた上で、それに業務プロセスを合わせる方法が考えられるが、標準化の議論においては、システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる方が効果的である。

³⁶ 総務省においては、①より効果的・効率的な事務処理を行ったために同種の団体の中で最も良い業務プロセスに標準化することと、②AIやRPA等のICTの共同導入のために必要な範囲で業務プロセスを標準化するという二つの双方を目的として、2019年度から「自治体行政スマートプロジェクト事業」を実施している。

- 事務局において、住基事務³²⁾を例に、複数自治体で業務プロセスとシステムの関係を調べたところ、図8・図9に示すように、「業務フロー」のように粗い粒度では、業務プロセスにはほぼ差異はなかつた。また、民間委託をしているが、総合窓口を実施しているかで、粗い粒度でも業務プロセスが一部異なる部分があつたが、ほとんどシステムに影響する差異ではなかつた。

 - ・ 他方、介護受給資格証明書を住基担当課が発行するかどうか、等、課の事務分掌の差異は、システムのカスタマイズに影響していた。

以上を踏まえれば、システムの標準化に資する業務プロセスの標準化のためには、業務フローに現れないほどのかなり細かな粒度の業務プロセスの標準化や、介護受給資格証明書を住基担当課が差し出す場合の標準化まで必要になるが、必ずしも現実的ではない。そのため、標準化の議論においては、システムを標準化してから、それに業務プロセスを合わせる方が効果的である。

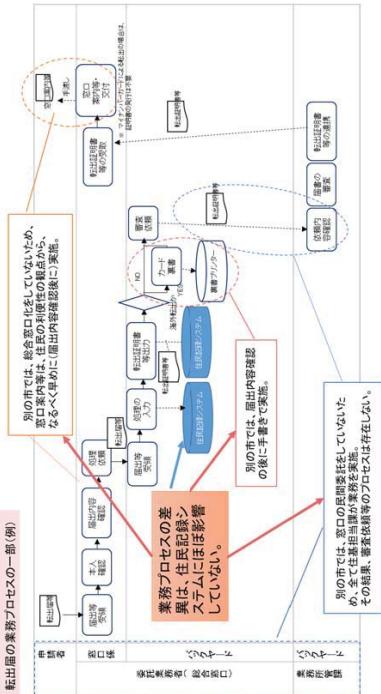


図8 住基関係事務の業務プロセスピリットの関係

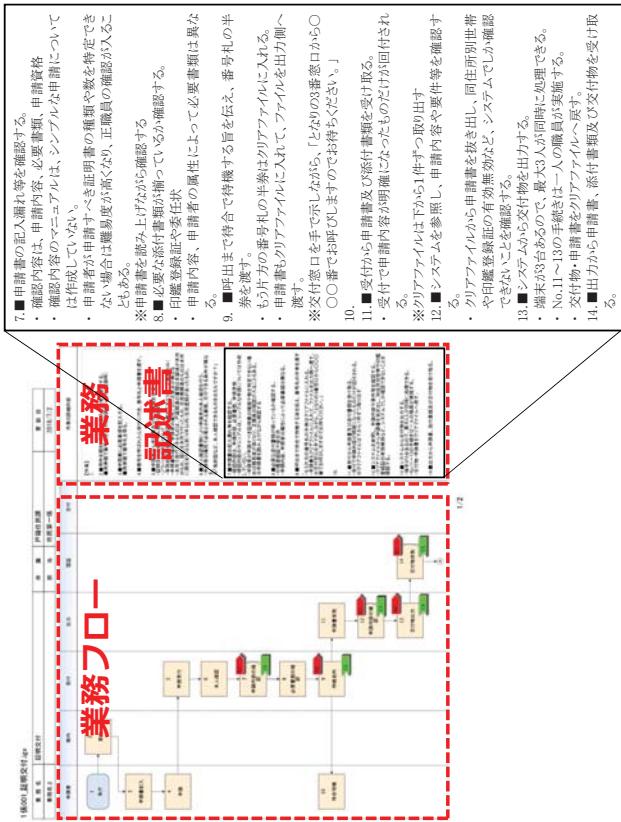


図9 住基担当の証明交付の業務フロー・業務記述書の例

3. システムの標準化

「第4章3(1)全国的なサービスとしてのシステムで述べたように、遅くとも2020年代に実現すべき姿、なわち、各行政分野において、複数のベンダーが全国的なサービスとしてシステムのアブリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用するという姿を実現するためには、各自治体がバッケージに様々なカスタマイズを加えて利用している現状を踏まえれば、システムがある程度標準化されなければ各市区町村が支障なく導入することができないことが、そのためにもシステムの標準化が必要である。

ももっとも、第2章「業務プロセス・システムの標準化・共同化における課題」で見たように、人口規模の大きなかつらい町村によっても標準化・共同化の程度が異なることも考えられる。したがって、既にある程度標準化が進捗している人口規模・分野等については、以下で述べる標準の設定のプロセスを経ざとも、各行政分野において、複数のベンダーが全国的なサービスとしてシステムのアリケーションを提供し、各自治体が原則としてカスタマイズせずに利用するという姿を実現できる可能性がある。

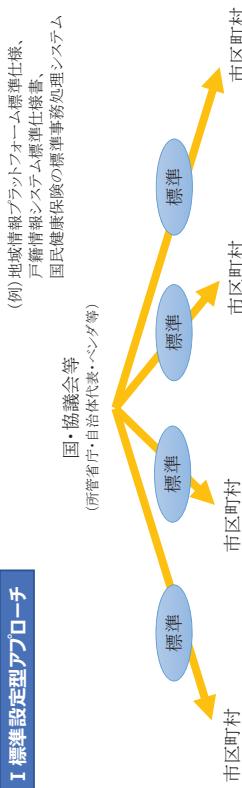
³⁷ 住基事務は比較的定型的であることから、他分野の事務については、業務プロセスピアの実現による効率化が期待される。

既に、LGWAN-ASPサービスとしての基幹業務システムを全国の自治体が利用している例があり、また、都道府県の町会単位でシステムを共同化している例もある。また、戸籍分野については、戸籍手続オンラインシステムが備えるべき仕様が標準仕様書により細かい粒度で定められている。しかし、これらについて、本当に標準化が進んでもいると評価できるのか、例えば、都道府県の町会単位でシステムを共同化している例があるとしても、これらの共同化しているグループのシステム間で標準化が十分進んでいると評価できるのかは更に検討が必要である。

(1) 標準化の枠組

システムの標準化の方策としては、
I システムの内容について、国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準的な内容を設定し、各市区町村に準拠するよう促すアプローチ(標準設定型アプローチ)と、
II システムの内容について、国や業界団体、全国的な協議会・団体等は立ち入りらず、市区町村間の協議で定めるなどを前提に、国や都道府県等による共同化の枠組の提示や助言等によって、共同化を通じたシステムの標準化を促すアプローチ(共同化型アプローチ)が考えられる(図10)。

I 標準設定型アプローチ



II 共同化型アプローチ

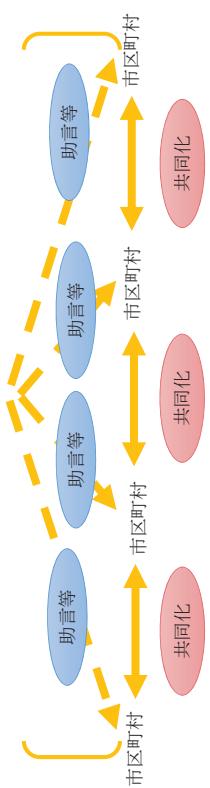


図10 システムの標準化を行った場合の方策

I 標準設定型アプローチの中にも、①国や業界団体、全国的な協議会・団体等がシステムの標準を示し、市区町村がそれに基づいてシステムを調達する類型と、②国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準化されたシステムを一元的に調達する類型がある。これに、戸籍手続オンラインシステムが備えるべき仕様が標準仕様書により細かい粒度で定められている。しかし、これらについて、本当に標準化が進んでもいると評価できるのか、例えば、都道府県の町会単位でシステムを共同化している例があるとしても、これらの共同化しているグループのシステム間で標準化が十分進んでいると評価できるのかは更に検討が必要である。

(1) 標準化の枠組

システムの標準化の方策としては、
I の例としては、市区町村が個別にシステムを調達することを前提に、戸籍手続オンラインシステムが備えるべき仕様が標準仕様書を定めている(資料16)。また、戸籍手続オンラインシステムが標準仕様書により定められており、全てのベンダが標準仕様書に従ってシステムを作っている。現在、指定都市市長会と中核都市市長会でそれぞれ進めている、地方税分野と住基分野のシステムの標準仕様書を策定する動きもこの類型に該当する。また、I ②の例としては、国民健康保険の標準事務処理システムがある。国民健康保険では、保険者が市町村から都道府県へと移行したことにより改修することとされている。

I 標準設定型アプローチ

①国等が標準を示し、システムを調達

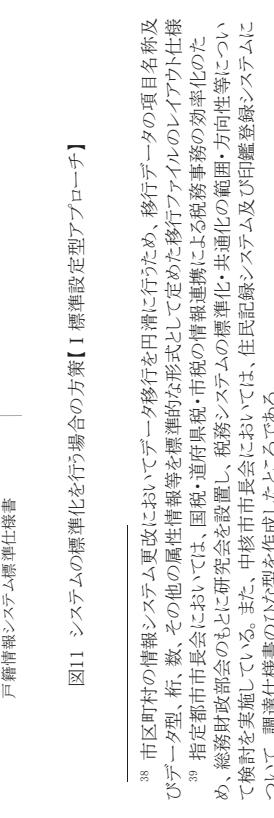
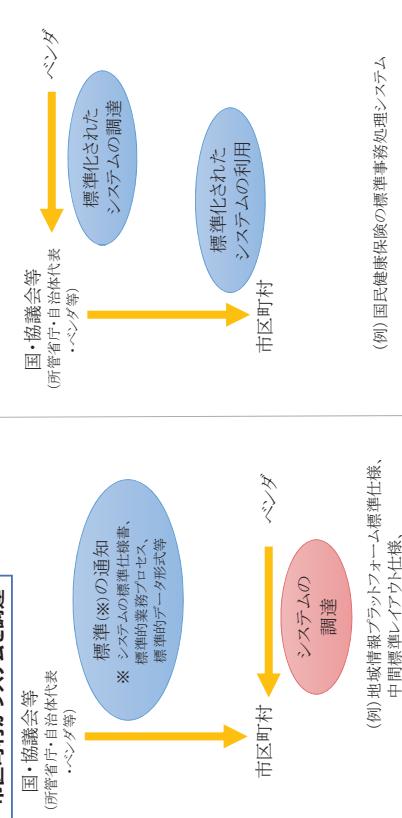


図11 システムの標準化を行った場合の方策【I 標準設定型アプローチ】

³⁸ 市区町村の情報システム更改においてデータ移行を円滑に行うため、移行データの項目名称及びデータ型、桁、数、その他属性情報を標準的な形式として定めた移行ファイルのレイアウト仕様

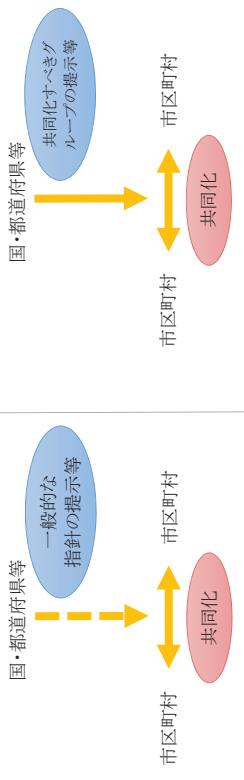
³⁹ 指定都市市長会においては、国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の標準化のため、総務省政部会のものに研究会を設置し、税務システムの標準化・共通化の範囲・方向性等について検討を実施している。また、中核都市市長会においては、住民登録システム及び印鑑登録システムについて、調達仕様書のひな型を作成したところである。

II 共同化型アプローチの中にも、①国や都道府県等の一般的な指針等に基づき、市区町村が共同化を検討する類型と、②国や都道府県等から共同化のグループの提示等を受けた上で、市区町村が共同化を検討する類型が考えられる(図12)。II ①の例としては、現在の自治体クラウド推進の枠組がある。自治体クラウド推進のため、国として「自治体クラウドの現状分析とその導入に当たっての手順とポイント」を示したり、政府CIOが市区町村長・都道府県等を訪問して自治体クラウド導入について直接要請したりしているものの、システムの標準を示しているわけではない。また、II ②の例としては、システムの例ではないが、かつての広域市町村圏の設定とその圈域とその圈域との協議を経て、都道府県知事が設定することとされる。広域市町村圏は、関係市町村及び自治大臣との協議を経て、都道府県知事が設定することとされていた。

II 共同化型アプローチ

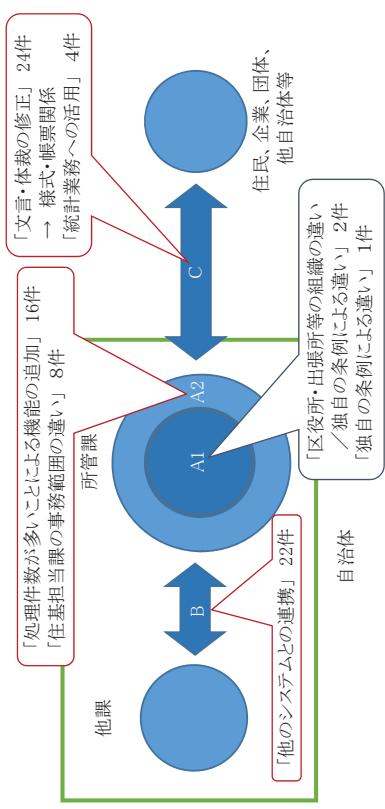
①国の指針等に基づき、市区町村が共同化を検討

※国等は、一般的な指針や伴組、考え方等の提示や、計画策定の義務付け等を行なうが、個別の共同化には介入しない。



- 以下では、I 標準設定型アプローチを取るか、II 共同化型アプローチを取るか、また、I 標準設定型アプローチにおける標準設定の主体をどうするかについて、いくつかの類型に分けて検討した。
- A 業務プロセス・システムやそのカスタマイズ、様式・帳票等については、以下のように類型化できる。
- A1 制度に由来するもの
- A2 現場ニーズに由来するもの
- B 自治体内部の業務プロセス・システム(Bを除く。)
- C 自治体外部(住民、企業、団体、他自治体等)との情報のやり取り(情報連携、統計の情報提供、申請等)
- 資料12「中核市等における住民記録システム等のカスタマイズの例」(全83件)を基に、A1～Cに分

類すると、自治体内部の業務プロセス・システムの制度に由来するもの(A1の領域)よりも、現場ニーズに由来するもの(A2の領域)、自治体内部の情報のやり取り(Bの領域)や自治体外部住民、企業、団体、他自治体等との情報のやり取り(情報連携、統計の情報提供、申請等)(Cの領域)の方が多いことが分かる(図13)。



| | |
|------------------|--|
| C 自治体外部との情報のやり取り | I 標準設定型アプローチ: 自治体代表・外部団体・所管府省・ベンダが関与 ※ 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由があるときには、カスタマイズを行うこともやむを得ない。 |
| | そうしたときに、所管府省・自治体・ベンダのいずれか単独で標準化しようとしても、 ・ 所管府省にとっては、カスタマイズの多くは法令・通知により細かく、実務を担っていない所管府省では良し悪しが判断できない、 ・ 自治体にとっては、法令・通知等の解釈が必ずしも明確でないことが多い、また、担当者間の水平的調整のみでは、調整コストが高く、決着できない、 ・ ベンダにとっては、発注者である自治体の要望を受け入れざるを得ない、 ことから、この三種類を解消して、標準を設定する方策を考える必要がある。 |
| | また、上図でも示されているとおり、II 共同化型アプローチだけでは解決できない領域があり、スピード感を持って標準化を実現するためには、II 共同化型アプローチだけでなく、I 標準設定型アプローチも強力に進めるべきである。両アプローチの関係については、 ・ 標準化を進める際にも、單に標準化するだけではなく、共同化することによって、自治体職員やベンダの負担が減り、 ・ 共同化を進める際にも、設定された標準が共同化の際の拠るべき基準となり、調整コストが減ることで共同化が促進され、 ・ それによって、共同化のプロセスの中で標準を採用する団体も増え、更に標準化が進むというように、両アプローチは相反するものではなく、両者相まって相乗効果を生むものである。 |
| | 以上を踏まえ、システムの標準化については、I 標準設定型アプローチと II 共同化型アプローチを並行して進めることとし、I 標準設定型アプローチについては、指定都市市長会・中核市市長会の標準化に向けた自主的な動きも踏まえつつ、自治体・ベンダを含む関係者がミットした形で各行政分野のシステムの標準を設定すべきである ⁴² 。制度や自治体外部(他自治体、国、事業者等)との情報連携に関わる部分については、所管府省も関与すべきである。そのため、本報告書公表(2019年5月)後直ちに、自治体、ベンダ、所管府省を含む関係者がミットした形で個別行政分野のシステムの標準を設定する取組を開始すべきである。 |

力を持たせるためには、所管府省の役割も重要である。また、電子的な連携については、技術的な内容に開拓することから、ベンダの役割も重要である。

なお、これらA1～Cにおいて、住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズ以外の代替措置で対応することが困難であるなどの事由があるときは、カスタマイズの独自業務プロセス・システムの標準化は、自治体の独自サービスなど業務内容自体の標準化を目指す業務プロセス・システムの標準化は、自治会で業務プロセス・システムの標準化は、これまで進められてきた地方分権改革と矛盾するものではない。

一方で、業務プロセス・システムの標準化は、地域の元気をつくり、住民が豊かさを享受することを目的としている⁴³が、住民のニーズから見れば、各種施策の内容については、これまで地方分権改革で移構された権限の活用を含め、自治体ごとの多様性が差揮されることで、そのニーズに、より的確に応えることができる。他方で、施策を実現する手段としての手続やシステムについては、自治体間で標準化されることにより、住民・企業等の利便性の向上や重複投資の削減に繋がるものと考えられる。そのため、システムの標準化が実現すれば、住民の利便性を高めながら、地域の実情に応じた行政サービスの提供に自治体の資源を集中させることができ、眞の地方分権を図るものである。その際、手續やシステムについては、法令により規定され、又は大きな影響を受けていることが多いことから、国は、現場の状況も踏まえた法令改正など、制度のメンテナンスを柔軟に行い、手続やシステムの標準化を強力に推進すべきである。なお、地方自治法第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようしなければならない」とされており、地方自治体が住民サービス提供のための人的・財政的負担を軽減するため国が旗振り役となつて標準化を進めるというのは、地方自治の本旨にも沿った考え方と言える。

このように、各類型について、異なる方策が考えられるが(表1)、これらA1～Cそれぞれや「自治体ごとの多様性が求められる事項」は、概念上は区別できても、実際に具体的な業務プロセス・システムに当てはめるどなると、各部分についていざれに当てはまるかの仕分けが必要であり、また、仮に仕分けられたとしても、相互に密接に関連しあうことが考えられる。

表1 類型ごとの考え方される方策

| 類型 | 考え方される方策 |
|-------------------|---|
| A1 自治体内部(制度由来) | I 標準設定型アプローチ:所管府省・ベンダが関与 |
| A2 自治体内部(現場ニーズ由来) | I 標準設定型アプローチ:自治体代表・ベンダが関与 II 共同化型アプローチ |
| B 自治体内部の情報のやり取り | I 標準設定型アプローチ:ベンダが関与 |

⁴⁰ 総務省「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」(2019年3月29日)
⁴¹ 地方分権改革有識者会議「個性を活かし自立した地方をつくる～地方分権改革の総括と展望～」(2014年6月24日)

⁴² 自治体クラウドを通じたシステム共同化のためのカスタマイズ抑制の具体的な進め方については、総務省「地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針」及び「自治体クラウド導入時の情報システム調達におけるカスタマイズ抑制のためのガイドライン」(2019年3月29日)を参照

性もある。また、I 標準設定型アプローチについては、原則として、「(1)国や業界団体、全国的な協議会・団体等がシステムの標準を示し、市区町村がそれに基づいてシステムを調達する型」、具体的には標準仕様書の作成によるべきである。「(2)国や業界団体、全国的な協議会・団体等が直接、標準化されたシステムを一元的に調達し、市区町村が利用できるようにする型」は一つの方法ではあるが、その場合、「第4章3.(3)競争環境の確保」で述べたように、仮に制度上、管理を担うベンダが更新時期に入れ替わりうる場合でも、全国で一つのサービスしかなければ、最初に請け負った以外のベンダはノウハウを蓄積することができないなり、事実上、市場から退出せざるを得なくなつて、全国的な巨大なベンダロックインに陥りかねない。もつとも、いずれの類型を取るかは個々の状況に応じて判断すべきであり、例えば、全く新しい分野において全く新しい事務が発生した場合であつて、I (2)の手法の短所を考慮してもなお I (2)の類型が望ましいと判断されたようなときには、I (2)の手法を取ることを否定するものではない。

(2) 標準の数

標準を設定する場合、人口規模や組織の違い等に応じて複数の標準を設定することもありうる。「第2章1.(2)指定都市・中核市等(人口20万以上)のミクロの課題」で分析したように、指定都市・中核市等においては、処理件数が多いことにより機能を追加するカスタマイズは多く、また、指定都市はそれ以外の市区町村と異なり行政区があるため、人口規模にかかららず全て一つのシステムに統合するのは現実的でない場合もある。

(3) 標準の内容(粒度)

既存の業務の業務プロセス・システムについて標準を設定する場合、その粒度が極めて重要である。「(1)標準化の枠組」で見たように、自治体内部の業務プロセス・システムの制度に由来するカスタマイズよりも、現場ニーズに由来するカスタマイズの方がはるかに多く、法令・通知等に基づくコア業務だけを記述したような粒度の粗い標準仕様書を作つても、既に出回っているベンダのパッケージはほとんどそれに合致しているので、結局、システムの標準化に繋がらないことが多いのではないか。したがつて、実効性のある標準とするためには、既存のシステムが全て当ではまるよう粗いものではなく、便利機能・過誤防止等の現場ニーズに由来する機能を中心に、大部分のカスタマイズを抑制できる程度の細かな粒度の標準が必要である。

そのためには、単に複数のシステムの共通点を抜き出した最大公約数的なものではなく、実際に市区町村で使われているシステムを参考に標準を設定すべきである。その際には、单に今あるシステムを標準化するだけでなく、将来のデジタル社会においてあるべき姿に標準化していくことも求められる。「第4章2.行政手続を紙から電子へ」で述べたように、システムの標準化を行う際には、電子化・ペーパーレス化を視野に入れた標準を構築しなければならない。「2.(2)業務プロセスの標準化」とシステムの標準化の関係でも述べたように、一旦システムの標準が設定されれば、業務プロセスそのものをシステムに応じたものに見直すことが求められる。

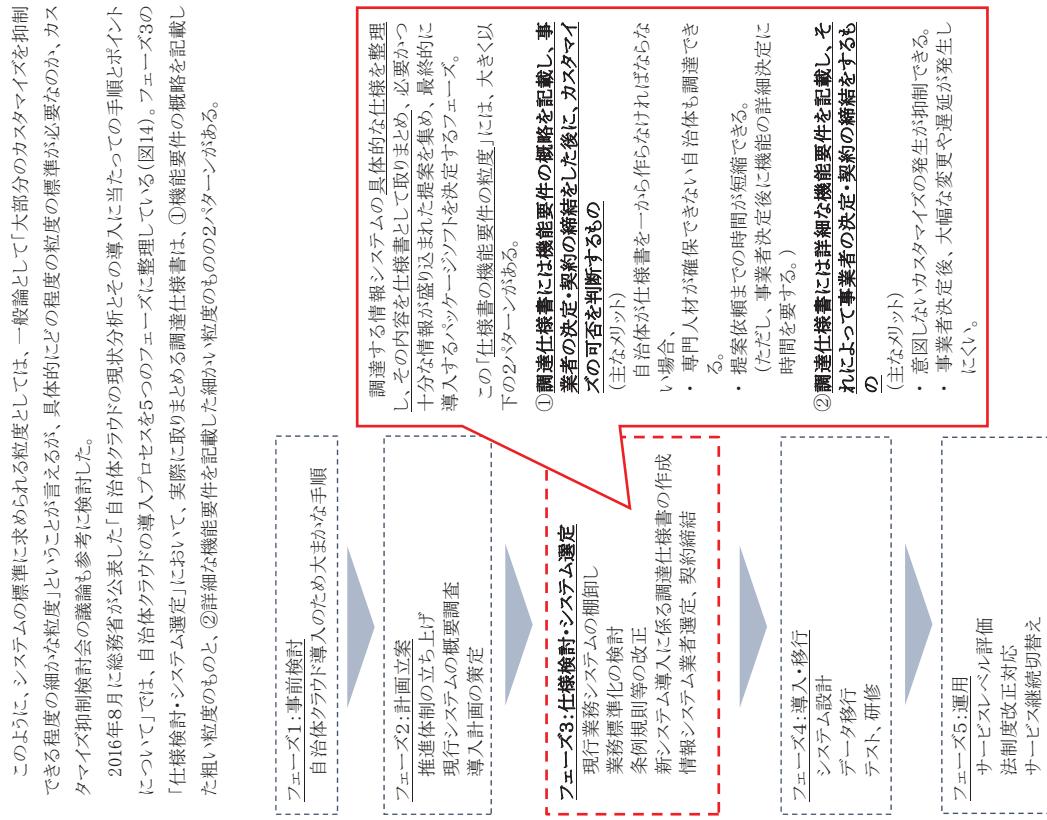
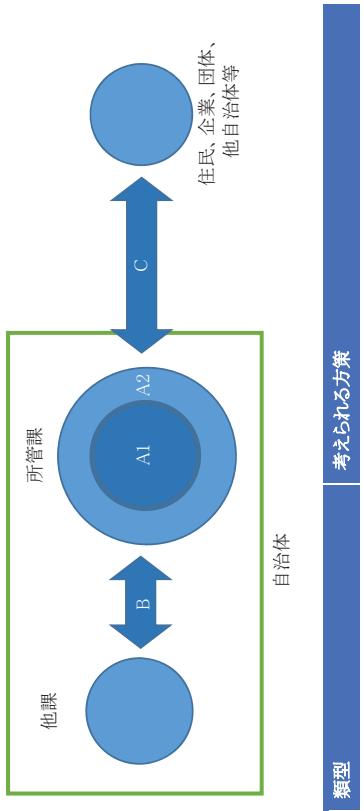


図14 自治体の情報システムの調達の流れ

①のバーンでは、調達仕様書には機能要件の概略を記載し、事業者の決定・契約の締結をした後に、カスタマイズの可否を判断することになるが、自治体が仕様書を一から作らなければならない場



| 類型 | 考えられる方策 |
|-------------------|---|
| A1 自治体内部(制度由来) | I 標準設定型アプローチ・所管府省・ベンダが関与 |
| A2 自治体内部(現場ニーズ由来) | I 標準設定型アプローチ・自治体代表・ベンダが関与 II 共同化型アプローチ |
| B 自治体内部の情報のやり取り | I 標準設定型アプローチ・ベンダが関与 |
| C 自治体外部との情報のやり取り | I 標準設定型アプローチ・自治体代表・外部団体・所管府省・ベンダが関与 |

※ 住民サービスの維持・向上等の観点から自治体独自の施策を行っている場合であって、カスタマイズを行う場合には、カスタマイズを行なわざを得ない。

・現場ニーズに由来する機能（人口規模や組織の違い等に応じた便利機能・過誤防止機能等）（A2）

・戸内他システム・共通基盤との情報連携（B）

・外部システムとの情報連携（C）の一部）

・標準化のニーズが高い様式・帳票（Cの一部）

一方、以下については、必ずしも全て細かい粒度で標準化しないことも考えられる。

- ・標準化のニーズが高くなない様式・帳票（Cの一部）
 - ・地域の実情に応じた行政サービスの提供（※）
 - ・担当課の事務範囲
 - ・画面遷移等のユーザインターフェイス部分
- システムの標準化に当たっては、各行政分野を対象とするが、優先順位を付けて取り組むこともあります。とりわけ、住民記録システムについては、自治体システムの中核をなすものであり（図16）、本報告書公表（2019年5月）後直ちに、自治体、ベンダ、総務省が連携して最優先で取り組むべきである。それに続き、本研究会において取り上げ、自治体業務の中で重要な位置を占める税務・福祉分野についても優先的に取り組むべきである。介護等の福祉分野については、自治体、ベンダ、厚生労働省が、地方自治制度を所管する総務省及び政府全体のIT戦略の立案・推進を担う内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室と連携しながら、標準仕様書の作成に取り組むべきである。各行政分野における標準仕様書の作成については、原則1年以内で作成すべきである。

合、「専門人材が確保できない自治体も調達できる」、「提案依頼までの時間が短縮できる（ただし、事業者決定後に機能の詳細決定に時間を要する。）」といったメリットがある。②のパートーンでは、調達仕様書には詳細な機能要件を記載し、それによって事業者の決定・契約の確結をすることとなるが、早い段階でカスタマイズの発生が把握できる、「事業者決定後、大幅な変更や遅延が発生しにくい」といったメリットがある。

両パートーンは、個別の自治体の調達仕様書としてはいずれも一長一短だが、標準仕様書としては②のパートーンの方が望ましい。①のパートーンは、そもそもノンカスタマイズで導入することの合意が取れている場合に有効なものであり、また、そのメリットは、自治体が仕様書を一から作らなければならぬ場合のものであって、標準仕様書を作る場合にはそのまま当てはまらない。また、標準仕様書の作成の大きな目的がカスタマイズの抑制だとすると、②のパートーンの方がより直接的である。

地方自治体システムを調達する際の仕様書については、資料17のように記載内容は多様であり、概要や方針のみのものから細かい要件まで記載されているなど粒度も様々であるが、「大部分のカスタマイズを抑制できる程度の細かな粒度」であるためには、少なくとも資料17の「仕様書A」や「仕様書B」程度の粒度が必要である。

また、ベンダロックインを避け、競争環境を確保するため、各自治体が各社の製品を自由に選択・入れ替え可能とする姿を目指すすれば、項目としては、少なくとも以下については細かな粒度で標準化することが必要である。

- ・制度に由来する機能（法令解釈等）（図15中A1）
- ・現場ニーズに由来する機能（人口規模や組織の違い等に応じた便利機能・過誤防止機能等）（A2）
- ・戸内他システム・共通基盤との情報連携（B）
- ・外部システムとの情報連携（C）の一部）

都道府県等による支援⁴⁴において詳述する。そのほか、必ずしもシステムの専門家でない首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせるため、CIOの活用のほか、市区町村ごとのカスタマイズ率等の、何らかの見える化の手法が考えられる。現状では、カスタマイズ率を客観的に定義することが難しいとしても、標準が設定されれば、そこからの乖離を定義できるようになることも考えられる。また、現在、総務省においてシステム経費の見える化を行っているが、首長や財政部局が、同規模他団体と比べて、システム関係に要している人件費・事務的経費も含め、システム経費がどの程度なのか分かることにするためにも重要である。

(6) 地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様の有効性向上

競争環境の重要性については、「第4章3(3) 競争環境の確保」で述べたところであるが、地域情報プラットフォーム標準仕様・中間標準レイアウト仕様は、競争環境を確保するために極めて重要である。⁴⁵ 3市での共同クラウド導入に取り組む橋本市は、先行事例の共同クラウド導入後のコスト上昇事例を分析した結果、次回更新時にベンダが替わることを前提とすることが共同クラウド導入後もシステムを安価に保つために不可欠であると判断し、中間標準レイアウト仕様に準拠したデータ引渡しをシステム調達仕様に盛り込むことにしたとのことであった。

一方で、本研究会では、地域情報プラットフォーム標準仕様が抱える課題についても議論がなされた。具体的には、地域情報プラットフォーム標準仕様で連携できるデータ項目は、実際のシステムで連携させる必要があるデータ項目よりも少なく、連携のためのカスタマイズが相当度要求する、というものである⁴⁶。一方、地域情報プラットフォーム標準仕様は、その管理運営を担う一般財團法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)に確認したことでは、多くの自治体が使っているデータ項目は取り入れていないということであり、むやみに地域情報プラットフォーム標準仕様で連携させるデータ項目を増やすと、準拠製品が必ず対応しなければならないデータ項目が増え、かえって製品価格が上昇する恐れがあるとのことであった。

システムの標準化が進み、それに伴って自治体ごとに必要なデータ項目が収斂すれば、地域情報プラットフォーム標準仕様でカバーできるデータ項目も増え、システム間データ連携に伴うカスタマイズは減っていくことが期待できるのではないかといったものの、地域情報プラットフォーム標準仕様は、本年春以降、総務省において検討会を立ち上げ、地域情報プラットフォーム標準仕様及び中間標準レイアウト仕様の有効性向上に向け、主に以下の点について課題整理を行うことになった。

- ・策定から15年経過したことを見直し
- ・データ項目に関する自治体ニーズの洗い出し
- ・地域情報プラットフォーム標準仕様の役割の拡充の検討
- ・同検討会では、本年中に課題整理を行い、対応方針を策定する予定である。

⁴⁴ 協力いただいた中核市等における住民登録システム等のカスタマイズ全83件中22件が連携たためのカスタマイズ(資料12)

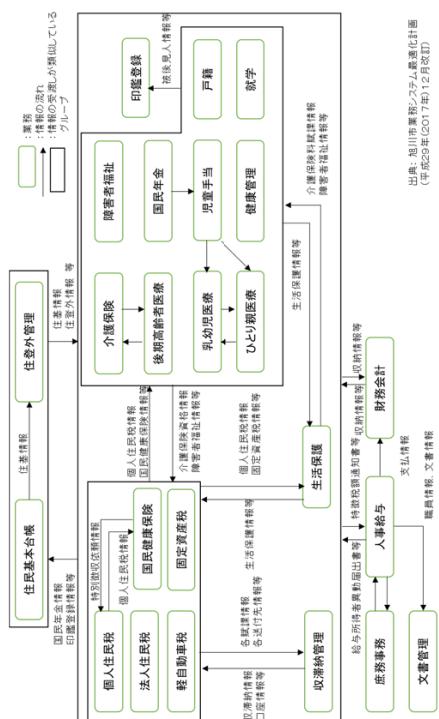


図16 自治体の情報システム間の連携について(イメージ)

(5) 標準の普及

1. 標準設定型アプローチを取り、標準が設定されれば、ベンダは標準仕様書に記載された機能をパッケージに搭載して、全国的なサービスとして標準化地盤シェアーションシステムのアプリケーションを提供し、自治体は、システム更新時期も踏まえつつ、労働力の供給制約等の社会課題に遅滞なく対応できるよう、速やかに全国的なサービスとしてのパッケージシステムを導入することが求められる。標準仕様書ができるれば、例えば、地域情報プラットフォーム標準仕様におけると同様に、各ベンダのパッケージが標準仕様書に準拠していることを登録(認証)し、各自治体は、システム調達の際に、標準仕様パッケージであることを要件にして調達することが考えられる。

しかし、標準を設定したとしても、その手法によっては、必ずしも、ベンダや自治体がその標準を採用するとは限らず、また、採用しても引き続き多数のカスタマイズを加えるということがありうる(実効性の問題)。そのため、設定された標準が広く採用され、実質的に標準となるためには、標準の設定の段階で関係者がコミットすることが重要である。

また、カスタマイズを抑制して標準を採用するためには、首長やCIOのリーダーシップが重要である。自治体の情報システム担当がカスタマイズを最小限にしたいと考えていても、個別業務の担当者は現状の業務プロセスが最も良と考え、これに合わせるためにカスタマイズを要望するということがあったときに、首長の強いリーダーシップによりカスタマイズを抑えるといふことがある。さらに、指定都市市長会・中核市市長会が進めているように、首長のリーダーシップを發揮して共通のプラットフォームの下に標準化を進めることも重要である。加えて、市区町村の実情を把握している都道府県の役割は重要である。

4. AI・RPA等のICT活用普及促進

「第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題」で述べたように、以下の事務・分野について、AI・

- RPA等のICT活用を推進すべきである。
 - ・自治体が取り組みやすい部分（例：音声認識やチャットボットによる応答の導入）
 - ・自治体行政の課題を抱える部分（例：業務量が多い）
 - ・住民・企業等に「見て利便性が向上する部分

このうち、「自治体が取り組みやすい部分」は、直ちにこうした技術の導入が可能であると考えられるところから、各自治体は、他団体の導入事例を参考に導入を進めるべきである。その際、民間企業において検討が進められている「自治体RPAコンソーシアム(仮称)」のように、RPAの対象業務リストやナリオ等について自治体職員同士が情報交換する場を設けることも有効である。また、「何から取り組めばいいのか不明」、「どのような業務や分野で活用できるかが不明」、「参考となる導入事例が少ない」、「導入効果が不明」という状況にある自治体が多いことから、国において全国の導入事例を周知するこども有効である。総務省においては、総務大臣から全国の都道府県知事、市区町村長に直接メールでAI・RPA等のICTの活用事例を紹介する「Society 5.0時代の地方」を発刊したところである。併せて、自

治体のRPA導入への財政支援を行うこととしている(革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業)。一方、「自治体行政の課題を抱える部分」、「住民・企業等にとって利便性が向上する部分」は、「第2章2(2)導入を推進すべき三類型」及び「第4章1(2)AI・RPA等のICT活用の効果」で述べたように、滞納整理の対象者についてどのような対応が最も効果的といえど、技術の導入によって職員の作業時間の更なる削減など大きな効果が生まれる可能性があるが、まだ自治体において広く実用化されていないものもある。このように、数値予測やニーズ予測など、AI技術の活用可能な分野が検討を進めるかわらず、現在、開発・導入が進んでいないものについては、自治体と企業、各府省が検討を進める必要がある。総務省においても、これまで運用していなかったAIサービスの開拓実証に取り組みが必要である。

予定である(革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業)。最新の技術を活用し、より良い住民サービスを実現する製品を開発するためには、行政は企業に丸投げするのではなく、発注者である自治体と、受注者である企業、制度を所管する各府省が力を合わせて知恵を絞ることが重要である。

このほか、第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題で見たように、自治体行政の課題を抱える部分（例：業務量が多い）であるにもかかわらずAI・RPA等の導入が難しい原因の一つとして、紙の様式・帳票が多く、その標準化が進んでいないことがあったが、「第4章1(2) AI・RPA等のICT活用の効果」で述べたように、今後、電子化・ペーパーレス化が実現すれば、RPA等も活用しながら大幅に業務量を削減できる可能性がある。この電子化・ペーパーレス化の方策については、「5. 電子化・ペーパーレス化データ形式の標準化」において詳述する。

また、こちらが「第2章2. AI・RPA等のICT活用における課題」で見たように、AI・RPAの導入に向けた課題として「何から取り組めばいいのか不明」「取り組むための人材がない又は不足」と答えた団体が多かったことを踏まえれば、人材面の方策も重要である。これについては、「8. 人材面の方策、都道府県等による支援」において詳述する。

用語翻訳

(1) 電子化・ペーパーレス化

「第4章2. 行政手続を紙から電子へ」述べたように、スマート自治体を実現するためには、できる限り情報連携によりバッケージャードで完結させて不要にできる手続は不要にした上で、抜本的な電子化・ペーパーレス化を行なうべきである。

これまで、総務省においては、「オンライン利用促進指針」を策定し、住民の利便性の向上や業務効率化の効果が高いと考えられる手続を「オンライン利用促進対象手続」と位置付け、行政手続オンライン化法第11条の規定の趣旨を踏まえ、毎年度、オンライン化の状況を調査・公表してきた。2018年5月には、内閣官房IT総合戦略室の行った「行政手続等の権利制約」の結果を踏まえ、「オンライン利用促進指針」を改正し、「オンライン利用促進対象手続」に新たに13の手続（例：給与支払報告書の提出、児童手当の受給資格・所得現況届出）を追加指定した上で、更なるオンライン利用の促進に取り組むよう中止またはかねがねの件、如きなどへてきて、

現在、国会では、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（デジタル手続法案）が審議されており、行政手続のオンライン原則や添付書類の紙面化を廃止する方針です。

また、政府が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」では、2017年7月から様々な手続が電子申請ができる基盤を提供している⁴⁵⁾。これを活用すれば、これまで全く電子申請に取り組んでこなかつた自治体であっても、「ぴったりサービス」を使うことで電子申請をスピーディかつ安価に実現することができます。現在、「子育て」、「介護」となど26手続について電子申請が可能であるほか、それ以外の手続についても、所定の手続を踏むことで手続の検索や電子申請が可能などなっています。

その際、「ぴったりサービス」で自治体の手続の検索や電子申請を可能とするためには、自治体において、「ぴったりサービス」と接続し、手続及び申請様式を登録する作業が必要である。また、自治体は、電子申請されたデータをPDF・CSV・XMLのいずれの形式でもダウンロード可能であるが、既存システムとの連携が行えない場合、電子申請の内容を紙で出力した上で既存システムに入力するといった既存の業務プロセスが維持され、十分な効率化が見込めないことから、そうした作業についてRPAを活用して自動化することも考えられる。

なう、マイナンバーカードがあれば、マイナポータル上で様々な手続が可能となる。今後、オンラインによる厳格な本人確認が必要な手続も含めて更にマイナポータル上で電子化・ベーパーレス化が進んでいくことが考えられ、その前提是どなるマイナンバーカード等を通じた公的個人認証の仕組みとその普及は、今後のデジタル社会を実現するためにも不可欠である。

そのほか、各分野でも、電子化・ペーパーレス化の取組が進められている。2004年度に稼働したeLTAXを活用して電子申告に対応する団体は順次拡大し、現在は、全ての自治体に対して、法人開

（2019年1月時点）においてマイナーチェンジを実施し、中置エンジン化が実現された。

係税等の電子申告が可能なことになっている。法人の利用率は着実に向上来ており、2017年度・法人道府県民税の電子申告利用率は65.8%となっている。地方税においては、行政手続コスト削減のための基本計画を策定し、削減方策(コスト削減の取組内容及びスケジュール)を掲げて、電子化を推進しているところである。

また、内閣官房IT総合戦略室においては、引越シワントップサービスの実現に向けた検討を進めている。その中で、関係府省・自治体・民間事業者によるサービスデザインワークショップを開催し、実現を目指すサービスの具体像について利用者目線から意見交換を行った。その結果、自治体及び民間事業者等に対する引越しに伴う手続を一括で行うことが可能となるよう、これらの手続の窓口などなるオンラインサービスとして「引越しポータルサイト」を民間事業者が提供し、「引越しボーナルサイト」と自治体システムはマイナボーナルを連携することとなった。2019年度から引越しワントップサービスを開始できるよう、今後、実証実験を行う予定である。この場合も、マイナンバーカードを持つている住民については、転出元の自治体窓口に来なくてマイナボーナルを通じて転出手届を提出できるよう検討が行われている。

さらに、自治体レベルでも、経済省が行った「業務改革モデルプロジェクト」において、例えば、北見市や船橋市では、窓口支援システムを活用し、職員が応対の流れの中で申請書類をシステムが作成する「書かない窓口」の取組を行っている。申請書類をシステムが作成することで内容がデータ化され、必要な手続の判定など後続の処理で活用可能となるなど、業務の効率化にも効果が出ている。また、熊本市では、届出書作成支援窓口案内システム(届出ナビ)を活用し、転入等の異動届を出す際に、市民がタブレットで情報を入力し、届出手書きと窓口案内を出力し、窓口ではQRコードを用いて、異動情報報をデータ化する取組の実証事業を行ったところである。

(2) データ形式の標準化

また、昨年12月に、政府の第75回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・第6回官民データ活用推進戦略会議合同会議において、「デジタル時代の新たなIT政策の方向性について」が決定された。政府においては、官民を通じた分野横断のデータ連携を行うため、官民データ活用推進基本法、世界最先端デジタル国家創造宣言に基づき、データ形式の標準化を推進しているところである。

6. データ項目・記載項目・様式・帳票の標準化

(1) 対象・粒度

「第4章1(3)電子化・ペーパーレス化データ項目、様式・帳票等の標準化の効果」で述べたように、電子化・ペーパーレス化が抜本的な解決方法ではあるものの、直ちには電子化・ペーパーレス化が不可能なものについては、記載項目や様式・帳票の標準化が有効である。また、電子化・ペーパーレス化が実現しても、データ項目の標準化を進めることで、その効果を更に高めることができる。その一方で、住民サービス向上のために独自の様式・帳票を使っている場合などもあることから、全ての様式・帳票を一律に標準化することを目指すことが必ずしも良いとは限らない。例えば、北見市では、各課が所管する申請様式を、「フレームと部品化の組み合わせ」という考え方で、記入やすさと業務効率率を考慮した共通的なデザインや項目の配置に作り変え、店内で標準化している。また、届出の効率化のため、住民異動届の兼様式化⁴⁶も行っている。仮にこうしたものを持てば、北見市は元の様式をわざわざ得なくなり、住民サービスを損ねることにもなる。

- ・ その様式・帳票が使われる頻度・分量
- ・ 住民・企業等からの申請(自治体から見たインプット)なのか、住民・企業等に対する通知・交付等(自治体から見たアウトプット)なのか、
- ・ 申請の場合、申請者が住民か企業か、同一申請者による複数自治体への申請が想定されるものか、どうか
- ・ 今後の電子化・ペーパーレス化の見込み等を脚案した上で、実態に即して標準化を進めるべきである。

(2) 手法

標準化の手法についても、住民・企業等からの申請(自治体から見たインプット)なのか、住民・企業等に対する通知・交付等(自治体から見たアウトプット)なのか等に応じて様々な手法が考えられる。例えば、住民・企業等からの申請(自治体から見たインプット)で言えば、内閣府規制改革推進会議

⁴⁶ この場合も、転入先の自治体窓口には、転入届の提出やマイナンバーカードの記載事項変更等のために来る必要がある。

⁴⁷ 住民異動届と国民健康保険・国民年金・介護保険被保険者異動届を一枚の様式とし、届出の効率化を行つたもの。なお、北見市は「書かない窓口」を実施しており、この届出書はシステムで作成する。

⁴⁸ データ項目・記載項目の標準化についても、基本的に様式・帳票の標準化に準じた方策が考えられるが、データ項目については、電子的に処理する場合、IDを振るといった独自の論点もありえる。

において、事業者側のニーズを基に⁴⁹、各省庁に対して様式・帳票の改善方策の検討を要請しているところだが、これ以外にも、住民や自治体側から見て、標準化のニーズが高い様式・帳票があることが考えられる(例:AI-OCRで様式・帳票を読み取り、自動処理ができるようにデータ化したい)。こうした様式・帳票については、省令等により標準を定めるべきである。

また、住民・企業等に対する通知・交付等(自治体が見たアドバット)で言えば、自治体のシステムのカスタマイズを防ぐ観点から、標準化のニーズが高い様式・帳票があると考えられる。また、多くの人が利用する汎用性が高い様式(例:住民票の写しや転出証明書)については、住民や自治体側から見ても、標準化のニーズが高いと考えられる。こうした様式・帳票の標準化については、自治体・システムを含む関係者がコミットした形でシステムの標準を検討・設計・設定⁵⁰する際に併せて検討を行い、システムの標準仕様書及び省令等において標準様式・帳票を定めるべきである。

様式・帳票については、省令等で定められている例も多いことから、システム以上に所管府省の役割が大きい。システムの標準化についてこの国の推進体制については「3(4)対象分野」において述べたが、様式・帳票の標準化についても、総務省、厚生労働省、内閣官房(IT総合戦略室)等の関係府省が連携して、ニーズの高い様式・帳票の標準化を強力に進めるべきである。なお、標準化に当たっては、現に自治体で使われている様式・帳票を画像解析AI⁵¹で解析させて標準様式・帳票を定める方法もありうる。マイナボーツル(ぴったりサービス)では、国民が市区町村に対して子育てをはじめとする手続について電子申請ができるが、市区町村ごとに異なる各種申請様式を市区町村がスキヤナで読み取ることにより、画像解析AIの機能を活用して申請入力フォームを作成できるシステムを既に実現している。さらに、現在、言語解析AIで、「氏名」「お名前」など表記の揺れがあるものを同義判定し標準的記入項目を抽出することについて分析しているところである。様式や項目が自治体ごとに大きく異なる場合は、より、人手で標準様式・項目を定めるためには大きな努力を要するもの(例:競争入札参加資格審査申請書)については、こうした画像解析AI・言語解析AIで標準様式・項目を定めることができるとある。

様式・帳票の標準化を行う際には、レイアウトも含めて標準化を行いう方が、AI-OCRの読み精度向上など効率は高いが、それが難しい場合も、実態に即して記載項目の標準化を行うべきである。

また、「第2章3.住民・企業等との間の申請・通知等における課題」の専門証明書の例で見たように、人口規模や自治体が置かれた状況によって業務内容の差異がある中で、データ項目・記載項目を少ない方に合わせれば、多くの項目が必要な自治体にとっては不十分なものとなり、多い方に合わせれば、少ない項目になる可能性がある。そのため、データ項目・記載項目を設定した上で、自治体ごとに必要に応じて追加・削除を認めるべきである。その際、項目名の揺れを減らす観点からは、最大公約数的な標準を設定して追加を認めるよりは、最小公倍数的に網羅した標準を設定して削除を認める方が望ましい。

7. セキュリティ等を考慮したシステム・AI等のサービス利用

(1) 方策

「第4章3.行政アプリケーションを自前調達式からサービス利用式へ」で述べたように、今後、システムの標準化・共通化やAI・RPA等のICT活用を進めるに当たっては、各行政分野において、複数のベンダーがクラウド上の全国的なサービスとしてシステムやAI・RPA等のアプリケーションを提供し、各自体はサービス利用料を払って、原則としてカスタマイズせずにそしたサービスを利用するという姿を目指すべきである。

とりわけ、AI・RPAについては、自治体への導入は始まつばかりであり、システムのように多様な形では発展していないため、全国的なサービスとしてアプリケーションが提供されることで最も高い費用対効果を見込めるものに向けたが、現在の自治体クラウドのように近隣自治体が集まって共同導入する段階を経ずとも、そした姿を実現することも考えられる。現に、AIについては、現在はパブリッククラウド環境で利用している団体が半数以上を占める(資料21)。今後、LGWAN-ASPサービスとしてAIが提供されれば、コミュニケーションクラウド⁵²環境でAIを利用する団体も増えるものと見込まれる。

もっとも、自治体の業務では住民等の個人情報を扱うケースも多く、システムやAI・RPA等の活用においては、セキュリティやプライバシーの問題に留意した上で、共同利用できるようになることが必要である。したがって、全国的なサービスの提供方法として、チャットボットや公開の会議の議事録作成など、個人情報を含まないような業務におけるAI・RPAの活用については、インターネット上のサービスの利用が考えられる。一方、住民等の個人情報を扱う業務については、セキュリティやプライバシーの問題に留意した上で共同利用する仕組みとして、LGWAN-ASPサービスの利用が考えられる。具体的なインターネットの活用例としては、チャットボット(会津若松市)、AIによる道路管理(千葉県千葉市)が、LGWAN-ASPサービスの活用例としては、基幹業務システム(TKC)、AI-OCR(京都電子計算株式会社)がある(資料29)。

その際、セキュリティ等の観点で、現状でも可能であるにもかかわらず、こうしたサービスの利用を躊躇している自治体も見られることから、本研究会としても、システムやAI・RPA等活用においてのセキュリティ等の留意点を以下で示すこととする。

(2) セキュリティ関係

自治体情報セキュリティ強化対策事業においては、以下のいわゆる三層の対策が取られている(図53)。

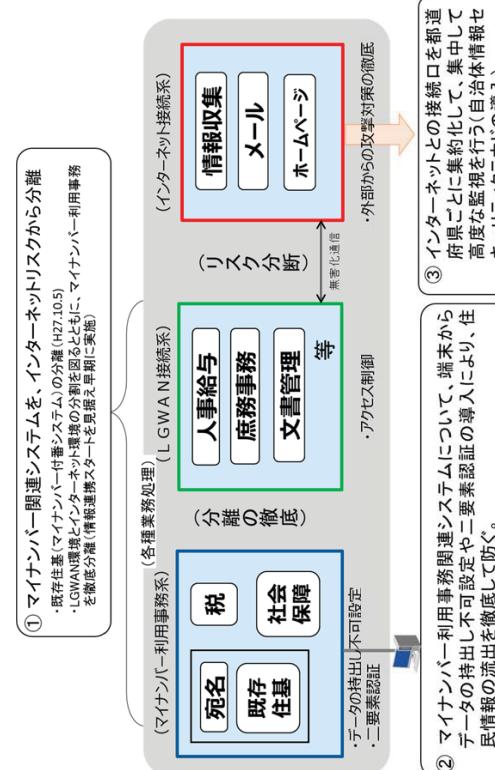
51 特定の共同利用者でのみ利用可能なクラウドサービス

52 任意の組織で利用可能なクラウドサービスであり、リースは事業者(クラウドサービス提供者)によって、制御される。

53 「3.システムの標準化の事例」を参考照

(参考) 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2018年9月改定)(歩)

- ⑯ マイナンバー関連システムを、インターネットリソースから分離
- ⑰ マイナンバー利用事務関連システムについて、端末からデータの持出し不可設定や二要素認証の導入により、住民情報の流出を徹底して防ぐ。
- ⑱ インターネットとの接続口を都道府県ごとに集約化して、集中して高度な監視を行う(自治体情報セキュリティクラウドの導入)。



(参考) 総務省「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2018年9月改定)(歩)

第2編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー(例文)

第2章 情報システム全体の強制性の向上

3. 情報システム全体の強制性の向上
- (1) マイナンバー利用事務系
- ① **マイナンバー利用事務系と他の領域との分離**
マイナンバー利用事務系と他の領域を通信できないようにしなければならない。ただし、マイナンバー利用事務系と外部との通信をする必要がある場合は、通信経路の限定(MACアドレス、IPアドレス)及びアプリケーションプロトコル(ポート番号)のレベルでの限定を行わなければならない。

- (2) **情報収集**
4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理
- ④ **統括情報セキュリティ対策基準(解説)**
線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならぬ。

第3編 地方公共団体における情報セキュリティポリシー(解説)

第2章 情報セキュリティ対策基準(解説)

8. 外部サービスの利用

8.1. 外部委託
(解説)

(2) 契約項目

- ⑬ **情報セキュリティポリシーが遵守されなかつた場合の規定(損害賠償等)**
⑭ **第7章 クラウドサービスの利用に関する考慮事項**

- ⑮ **クラウドサービスを介してサービスを提供するクラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者との契約によって、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があることに留意する必要がある。具体的には、クラウドサービス事業者のサービスの利用を通じて海外のデータセンター内に蓄積された地方公共団体の情報が、データセンターの設置されている国の法令により、日本の法令では認められていない場合であっても海外の当局による情報の差し押さえや解説が行われる可能性があるため、住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンターを選択する必要がある。**
- ⑯ **マイナンバー利用事務系を外部と接続する場合(マイナンバー利用事務を検討していることによる)**
⑰ **各自治体が規定するセキュリティ基準(例:コンビニ交付、中間サーバー)**
(※ 総務省において、情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを策定している。)

- ⑱ **サービス提供事業者が規定するセキュリティ基準(例:コンビニ交付、中間サーバー)**
⑲ **なお、組織でリソースを確保し、運用を民間に委託する形態等も含まれる。**

ペートクラウド)、考慮すべきリスク等に応じたセキュリティ対策が必要となる。

パブリッククラウドを利用する場合はセキュリティへの一層の配慮が必要になるが、単にパブリッククラウドかどうかといったことで機械的に判断するのではなく、取り扱う情報の内容等に応じて、満たすべきセキュリティ要件を考えるべきである。なお、上記の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2018年9月改定)第3編第2章8.1(2)⑨にあるように、クラウドサービスの利用に当たっては、クラウドサービス事業者の事業所の場所に開わらず、データセンターの存在地の国の法律の適用を受ける場合があるため、住民情報等の機密性の高い情報を蓄積する場合は、日本の法令の範囲内で運用できるデータセンターを選択する必要があることにも留意すべきである。

(3) 個人情報保護条例関係

地方自治体が取り扱う個人情報の取扱いは、各自治体の個人情報保護条例に規定されている。多くの自治体の個人情報保護条例において、オンライン結合による個人情報の提供について制限がされており(資料30参照)、クラウドサービスの活用が、オンライン結合制限の対象となる場合があることから、自治体におけるクラウドサービスの活用事例と個人情報保護審議会による個人情報の提供を制限している自治体においても、公益上の必要性があり、個人情報保護審議会等の意見聴取といつた手続を経ること等により、オンライン結合を進めている。例えば、以下のように、オンライン結合の制限規定がある自治体におけるクラウドサービスの活用事例も存在している。また、総務省として、(オンライン・結合制限を行っていない)行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえた、その見直しを行ななど、各自治体において適切に判断する必要があることを通知している⁵⁵。また、将来、システムやAI等についてクラウド上のサービスを利用する形態への移行が更に進むこととなれば、自治体の条例による規律の内容やあり方についても、更なる変容が求められることが想定される。

(参考)オンライン結合の制限規定がある自治体におけるクラウドサービスの活用事例

- (1) 医療・介護分野
- ・ 2014年度、オンライン結合について個人情報保護審議会からの意見を聽いた上で、地域医療情報ネットワークによる医療情報の共有化事業開始。また、2017年度、オンライン結合が個人情報保護審議会にて認められ、救急情報管理システムによる救急情報管理事業開始。(山形市)
 - ・ 2013年度にオンライン結合について個人情報保護審議会からの意見を聞いた上で、介護保険指定機関等管理システムによる報酬審査事務に係る情報提供事務の開始。(千葉市)
 - ・ 2016年度にオンライン結合について個人情報保護審議会からの意見を聞いた上で、在宅医療・看護・介護に係るデータを医療機関(歯科含む)、介護事業者などの法人、事業者等との間で共有を行う事業の開始。(福岡市)

(2) 福祉分野

- ・ 2019年1月、セキュリティポリシーに則り、パブリッククラウドにより、公立保育所(7園)における電子連絡帳をモデル事業として1歳児クラスにおいて開始。(品川区)
- ・ 2014年度より、順次、共同処理事務として国民健康保険・国民年金システム及び税総合システムについて、業務改善や経費節減を図るためクラウドによる共同利用を開始している。(豊橋市・岡崎市)

(4) プライバシー関係

プライバシーの保護の有無は、生データであるか否かとは無関係であり、この点は個人情報も同様である。ただし、一般的には、生データの方が公開されることによる心理的な負担や不安は大きいという面で、プライバシー性は高いと考えられる。

LGWAN-ASPを用いる場合は自体がプライバシー侵害をもたらすわけではないと考えられる一方、パブリッククラウドを用いる場合は保護レベルの低下を防ぐ措置が必要である。

プライバシーの観点からは、説明責任を踏まえた対応が重要であり、今後、例えば、AIを使ったケアプランの作成・提案について本人と家族に説明し、苦情があれば柔軟に対応し、AIのケアプラン提案を懸念する利用者には使わないなどの配慮も考えられる。

(5) LGWAN関係

第四次総合行政ネットワークは、主に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が整備するLGWAN網・都道府県ノードと、都道府県及び市区町村が整備する都道府県WAN、各接続団体及び各LGWAN-ASPが整備するアクセス回線から成る(図18)。接続団体及びLGWAN-ASPが整備するアクセス回線については、回線容量を選ぶことができ(図19)、システムやAI等をLGWAN-ASPサービスとして利用する際には、不足が生じない回線容量を選ぶことが重要である。

また、セキュリティ等を十分に確保しつつ、効率的に通信する方法については、一つの手法を固定化するのではなく、技術革新の動向も注視して、絶えずよきものとしていくことが求められる。

55 「オンライン結合制限規定の下でのクラウドサービスの導入事例等について(通知)」(2019年3月28日総行情第30号)

8. 人材面の方策、都道府県等による支援

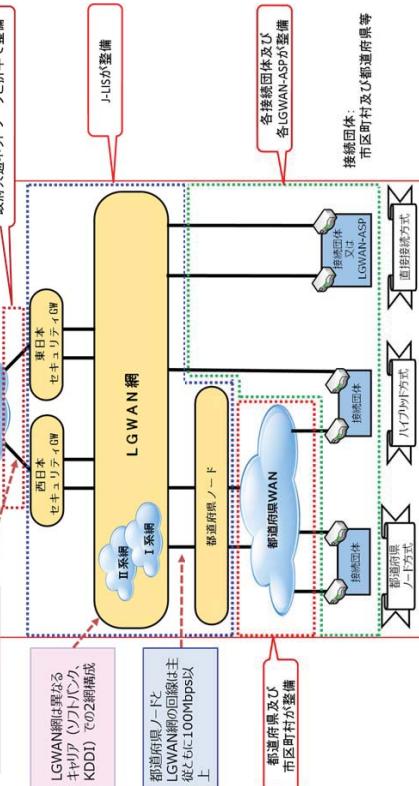


図18 第四次総合行政ネットワークの概要

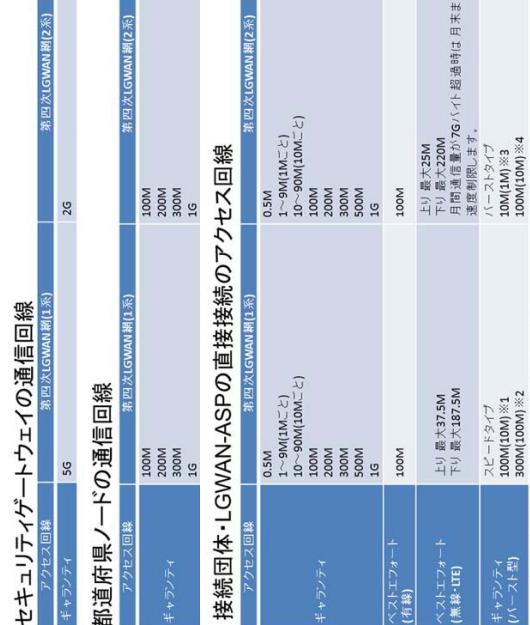


図18 第四次総合行政ネットワークの概要

セキュリティデータウェイの通信回線

都道府県ノードの通信回線

接続団体・LGWAN-ASPの直接接続のアクセス回線

一方で、自治体のICT人材の状況としては、そもそもCIO・CIO補佐官を設置しておらず、地域情報化アドバイザー⁵⁶等の制度も活用していない自治体が大半である。現状では、CIO・CIO補佐官を設置していたとしても、専門性が必ずしも高い行政職員であることも多く、専門性を有する地域情報化アドバイザー等を活用したとしても、その後の継続的な知見の取得に繋がっていないことも課題となつてている(図20)。また、今後加速する技術革新と人口減少の中でICT人材がますます逼迫することを踏まえると、自治体の規模によつては、個別自治体が単独で外部任用のCIO・CIO補佐官やICT専門職を確保することは難しいと考えられる。

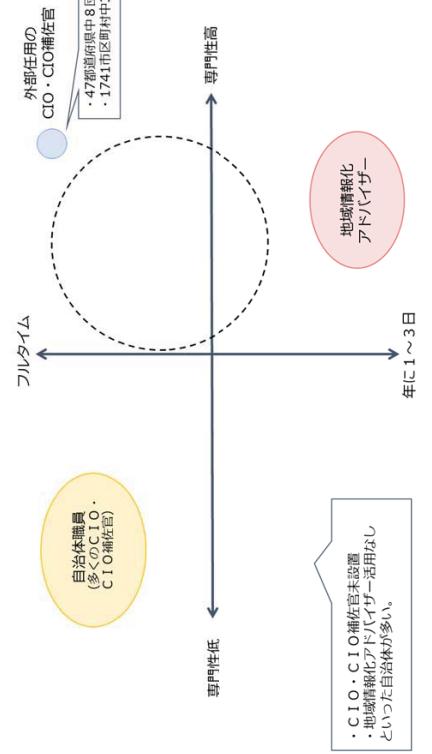


図20 人材面の現状の課題

⁵⁶ 総務省では、地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利用した取組を検討する自治体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利用に関する助言等を行つている。

⁵⁷ 第7回研究会(2019年2月6日)「資料1 岩崎委員提出資料」によれば、2015年におけるICT人材不足は約17万人、2025年には約43万人

(2) 求められる役割と能力・スキル

「第4章1(1)業務プロセス・システムの標準化・共同化の効果」でも述べたように、近年、ICTの重要性は増すばかりであり、専門性を高め、仕事内容もより質の高いものにすることが不可欠である。情報担当職員の役割は、これまでシステムの構築・保守管理が主であったが、今では、情報・データの利活用やAI・RPAの活用まで多様化している。例えば、和歌山県データ利活用推進センターでは、総務省の統計データ利活用を通じて、行政が抱える具体的な課題に対し、データを利用した高度な分析・研究を行うとともに、証拠に基づく政策立案(EBPM, evidence-based policy making)の取組を進めている。鯖江市では、オープンデータの取組を進めており、200種類のデータを公開することで、バス乗客リアルタイムオーブンデータシステムなど250種類のアプリが民間で作成され、市民との協働によるまちづくりに繋がっている⁵⁸。

- 自治体CIOやCIOスタッフ等に求められる役割としては、まずは、業務プロセス・システムの標準化の観点からは、標準準拠システムの導入も含め、必ずしもシステムの専門家でない首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられるようになることが求められる。具体的には、
- 市場価格を踏まえ、システムの価格を適切に評価すること
- 自治体行政のあり方を理解し、あるシステムの導入による住民サービスや業務効率への影響を適切に評価できること
- より費用対効果の高いシステムの導入について、相談を受けるほか、自ら提案できること
- 首長や職員へのアドバイスを通じて、費用対効果の見合れないカスママイズを抑制できること

が求められる。

AI・RPA等のICTの活用の観点からは、AI・RPA等の最新の技術の知見を持った上で、自治体現場の実務に即して技術の導入の判断や助言を行なうことが求められる。具体的には、

- AI・RPAを含めた最新のICTの知見を持つている。
 - 市場価格を踏まえ、製品価格を適切に評価できる。
 - 自治体行政のあり方を理解し、ICTの導入による住民サービスや業務効率への影響を適切に評価できる。
 - 自治体行政へのICTの導入について、相談を受けるほか、分野横断的なICTを活用した業務改革を自ら提案できる。
- また、「第4章1(2)AI・RPA等のICT活用の効果」で述べたように、AI・RPAの効果は多面的に評価する必要があると考えると、今後、地方自治体におけるAI・RPA等のICT活用を進めていくためには、CIOやCIOスタッフ、情報担当部局といったICTの専門性が求められるボストのみならず、業務担当課の職員や首長・議員にも一定程度のICTリテラシーが必要である。具体的には、最低でも、AI・RPAがどのようなものであり、何ができるか、官民でどのようなICTの取組が行われており、どのような効果が上がっているかの大まかな知識が必要である。

さらに、行政において、ある施策が実際に移されたためには、法令・人事・財政担当部局の理解が不

可欠であり、その中でICTを活用して住民サービスの向上や行政運営全体の改善を進めるためには、ICTの持つ様々な側面の一部のみに注目するのではなく、住民・企業等との関わり合いも含めて行政全体の方を見渡すことが求められる。

- 例えば、法令担当部局も、単に前例を踏襲するのではなく、どのようにすれば、法令を遵守した上で、新たな政策に挑戦できるかの知恵を絞る
- 人事担当部局も、単にICTによってどれだけ人員を削減できるかといった観点で見るのではなく、働き方改革による職場環境の改善や、ミスの削減を含めた行政サービスの質の向上等、多面的にICTの導入効果を計り、攻めの分野に人材を配置する
- 財政担当部局も、単に短期での費用削減効果のみを見るのではなく、今後迫り来る人口減少社会における労働力の供給制約を見据えて、どのような部分に戦略的に投資していくかを考える
- 情報担当部局も、単にシステムの構築・保守管理に注力するのではなく、情報・データの利活用、AI・RPA等のICTの活用といった攻めの分野に取り組み、企画担当部局や行革担当部局と連携して、分野横断的なICTを活用した業務改革を自ら提案する

以上を踏まえれば、ボストごとに果たすべき役割及びそのための求められる能力・スキルについては、表2のように整理できる。

表2 スマート自治体実現に向けたボストごとに求められる役割と能力・スキル

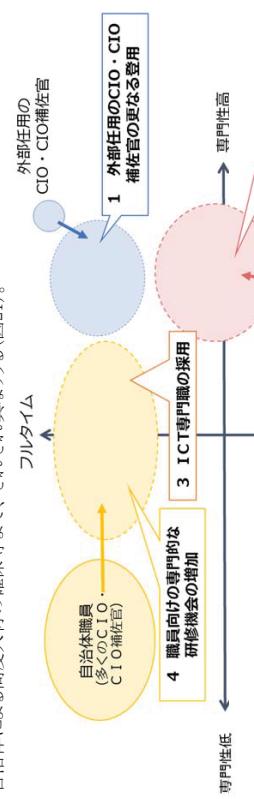
| | 役割 | 求められる能力・スキルの例 |
|------------------|--|--|
| 首長・地方議員 | <ul style="list-style-type: none"> スマート自治体の推進役 → ICTが地域住民にもたらす価値を認識し、その効果を最大限發揮できるビジョンを示す。 → 今後の人口減少社会において、職員が職員でなければならぬ業務に注力できる環境を作る。 → 標準準拠システムの導入、カスタマイズ抑制等により既存のシステムへの投資を削減し、とりわけ情報の利活用、AI・RPA等のICT活用といった改めの分野に重点的に投資する。 | <ul style="list-style-type: none"> 戦略を実行するためのマネジメント ICTを活用した経営戦略 ICTリテラシー |
| CIO・CIO補佐官 | <ul style="list-style-type: none"> 標準準拠システムの導入も含め、首長や人事・財政部局がシステムへのガバナンスを効かせられるようにする。 AI・RPA等の最新の技術の導入の判断や助言を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した経営戦略 ネットワークスキル ICTリテラシー |
| ICT専門職 情報担当職員 | <ul style="list-style-type: none"> システムの構築・保守管理・業務効率化等に取り組む。 システムの構築・保守管理予算を算定し、全体としてはICT分野への投資を削減し、とりわけ情報の利活用、AI・RPA等のICT活用といった改めの分野に重点的に投資する。 | <ul style="list-style-type: none"> セキュリティスキル データ利活用・IoTスキル ICTリテラシー |

⁵⁸ 第32次地方制度調査会第9回専門小委員会(2019年2月15日)「資料3-2 現地調査(北陸)の概要」より

| | | |
|-----------------|---|---|
| 法令・人事 財政担当職員 | ✓ 法令担当部局も、單に前例を踏襲するのではなく、どのように寸 を絞る。 | ✓ 戰略を実行するための マネジメント の取組の知識 ICTリテラシー |
| | ✓ 人事担当部局も、単にICTによってどれだけ人員を削減できる のかといった観点で見るのではなく、働き方改革による職場環境 の改善や、ミスの削減を含めた行政サービスの質の向上等、 多面的にICTの導入効果を計り、喫める分野に人材を配置す る。 | ✓ 他自治体におけるICT の取組の知識 ICTリテラシー |
| | ✓ 財政担当部局も、単に短期での費用削減効果のみを見るの ではなく、今後迫り来る人口減少社会における労働力の供給制 約を経て、どのような部分に戦略的に投資していくかを考 える。 | ✓ その際、CIO・CIO補佐官やICT専門職、情報担当職員が、当該自治体におけるノウハウ・課題や取 組状況や最新のICTの状況について、民間や海外での活用事例を含め、情報交換して知恵を出し合 うような横連携の仕組みも重要である。 |
| | ✓ 自らの業務において、ICTを活用した付加価値を創造できる。 内部事務の効率化にとどまらず、住民サービスの向上に繋が る政策立案ができる。 | ✓ 業務フロー分析・RPA のシナリオ作成 他の取組の知識 ICTリテラシー |
| 業務担当職員 | ✓ 定型的な業務は技術によって自動化した上で、企画立案業 務や住民への直接的なサービス提供など職員でなければで きない業務に注力 | ✓ 業務フロー分析・RPA のシナリオ作成 他の取組の知識 ICTリテラシー |
| | | |

(3) 方策

スマート自治体実現に向け、ポストごとに求められる役割と能力・スキルは異なり、そのための人材面の方策も、府内研修や市町村アカデミー・自治大学校等での研修から、外部人材の登用・活用、複数自治体による高度人材の確保等まで、それぞれ異なっている(図21)。



その際、1,700を超える自治体全において外部講師を招いて府内研修を行うことは現実的でない
ことから、研修教材や研修内容の例を国において示し、それを各自治体で活用してもらうことが考えら
れる。府内研修の講師は、そのための研修を国や都道府県において行うことが考えられる。また、Web
会議方式によるオンライン受講も考えられる。

首長、議員やCIO・CIO補佐官は、スマート自治体推進の中核となる存在であり、既に専門性のある
外部人材を任用するほか、市町村アカデミーや自治大学校等の全国的な研修機関や、J-LISにおいて、
今後のスマート自治体の目指すべき姿やICTを活用した経営戦略等を学ぶことが考えられる。CIO
を支えるべきICT専門職、情報担当職員について、セキュリティ
スキルやデータ活用・IoTスキルも含めて学ぶことが考えられる⁵⁹。

その際、CIO・CIO補佐官やICT専門職、情報担当職員が、当該自治体におけるノウハウ・課題や取
組状況や最新のICTの状況について、民間や海外での活用事例を含め、情報交換して知恵を出し合
うような横連携の仕組みも重要である。

人材確保の面からは、自治体が単独で外部任用のCIO・CIO補佐官を登用することが難しい場合、
複数団体での兼務を前提として登用することが考えられる。さらに、スマート自治体の実現のためには、
「4. AI・RPA等のICT活用普及促進」でも述べたように、行政は企業に丸投げするのではなく、発注者で
ある自治体との兼務を前提として登用することが考えられる。さらに、行政は企業に丸投げするのではなく、発注者で
ある自治体と、受注者である企業、制度を所管する各府省が力を合わせて知恵を絞ることが重要であ
る。そのためには、官民を通じて逼迫するICT人材を確保する方策を検討することに加えて、官民の
ICT人材がそれそれで閉じるのではなく、官民の間を行き来しつつ、一方で学んだ知見を他方で活かし
てキャリアアップを図ることができるよう、柔軟なキャリアパスを考えることも重要である。

そのほか、目前では確保し得ない特に高度な知識や、ICTの特定のテーマについて一時的に助言
が必要な場合は、外部人材をその都度雇用すべきである。その際、遠隔でスポット的にアドバイスをも
らうといふことも考えられる。総務省が派遣している地域情報化アドバイザーについては、自治体からの
求めに応じた多彩な対応が可能となるよう、AI・RPAの専門家や地方人材を新規委嘱する等、地域情
報化アドバイザーの質的・量的・地域的な拡大を図っていくべきである。また、国費での派遣のほかに、
自治体は、独自に地域情報化アドバイザーを招聘し、継続的にICTに関する知見を得るために活用し
加えて、都道府県や、指定都市・中核市等の比較的人口規模の大好きな自治体は、府内研修の講師
も含め、必要に応じて各自治体を支援すべきである。

⁵⁹ 全国地域情報化推進協会(APPLIC)では、総務省との共催により、自治体における情報システム
の適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などに資することを目的として、
自治体職員向け研修を実施している(自治大学校にて夏5月開、秋5月開)。対象は、CIO候補者ある
いはCIO補佐官候補またはそなり役職なることが期待されている職員のほか、情報通信政策検討、
情報連携検討、番号制度・市民連携情報セキュリティ政策に携わる中堅・若手。研修内容は、IT投資
評価・ガバナンス編(夏)及び全体最適化と調達・運用設計編(秋)。

図21 人材面の方策の例

ICTリテラシーは、CIOや情報担当職員のみならず、業務担当職員や法令・人事・財政担当職員を
含め、自治体職員全員が必要なものであり、全職員を対象とした府内研修により、他自治体における
ICTの取組の知識や業務フロー分析・RPAのシナリオ作成の方法等を学ぶべきである。